

『古文書紹介』

—御請証文之事—

紹介者 林寅喜

【解説】

江戸時代における大名の領国支配は、田畠にあつては厳しい検地によつてその面積から生産高を掌握し、売買を禁じて農民を土地にしばり付けて耕作に専念させ、出来高を強要して税（物納）を徴収するといった政策が取られていた。

一方、海辺の漁場も公（藩）のものとして、持ち網に対し運上銀や扶役の負担を条件に、漁民は特定の海域のみについて漁獲することが免許されていた。

話は飛ぶが、藩祖高政が佐伯入りして鶴谷城の築城をした慶長の初め、蒲江浦の御手洗源太夫が鰯（干物）を多量に献上して褒められたと言い、当時既に地引き網もあつたということから、有明四ヶ浦でもこの種の網は持っていたに相違なかろう。

高政はこのあと漁業振興にも力を入れ、海草類を初め魚類について次のような文書を発給している。それは「その浦組中山焼き候こと当年より固く無用に候、その使用していた網は小引倒網（舟の両端に二本の長い棒を取り付け網を張つて海中に入れ、魚の入るのを待つて網を上げ、または掬い上げるという網漁法としては初步的なもの）だけで、外に違つた網も合わせ持つていたものか、その辺のことには触れていない。

御請証文之事

御請証文之事

右四ヶ浦

連名

連名

右帆波浦の義 先年者^は網等^も茂^も数帖

御座候而^て 渡世仕候處 近年者^は別^て

右浦の儀裏⁽¹⁾候二付 網等^も茂得^も仕出し

不申候 然處尔去丑年者^は漁事

御座候ニ付 何卒百姓共打寄

小引倒網壹帖 仕出申度奉^レ存候

得共 網代^{あじろ}無^レ御座候間 近浦網代

二而^て 網仕候様被^{仰付}被^下候ハバ

網仕出申度段 去丑年五月奉^レ

(1) 裏^ハ裏漁(不漁)

(2) 丑年^ハ延享二年(一七四五)

(3) 小引倒網^ハ解説参照

右帆波浦義先年有網裏^ハ表^ハ近浦儀裏^ハ無^レ御座候^ハ付^ハ不申候然處尔去丑年者^ハ漁事^ハ小引倒網壹帖^ハ仕出申度奉^レ存候^ハ得共^ハ網代^ハ無^レ御座候間^ハ近浦網代^ハ二而^ハ網仕候様被^{仰付}被^下候ハバ^ハ網仕出申度段^ハ去丑年五月奉^レハ

御幸事ノ御事ニ日野浦
鮪浦両浦の網代ニ而 網壱帖切
以来押合漁事仕候様 被仰付
重々難有仕合ニ奉存候 右桑野浦
の儀は 地網代壱ヶ所御座候得共
鰯掛不申候 最白崎流(通)はへ請網代
被仰付置候得共 全体網代
少斗ニ而 存分の漁事も得不仕
候ニ付 近浦ニ而地網代同前爾
押合網代 被仰付被下候様
去丑年七月奉願候處 御吟味
の上 日野浦網代八ヶ所の内

- (1) 押合（）互に意見を述べあう・一緒に漁事をする
(2) 地網代（）集落前面の網代(海域)で前網代ともいいう
(3) 請網代（）年いくらと決められた上納銀によって免許された海域

二子網代壱ヶ所御指除 相残

七ヶ所右丑年より 来ル已年迄 五ヶ

年の間押合漁事仕候様

被仰付 重々難有仕合奉存候

然者日野浦の内 二子網代壱ヶ所

鮪浦の内 戸切網代壱ヶ所 帆場

浦の内 中鼻網代壱ヶ所 右三ヶ所

網代の儀者 其浦々切ニ而漁事仕

相残四ヶ浦の網代 相互ニ以来

押合ニ漁事仕度奉存候 最網持

惣百姓共 打寄相談仕候上 奉

願候 双方勝手ニ罷成候間

二子網代壱ヶ所御指除 相残
七年右丑年來ル三年以来
年方押合漁事仕候様
被仰付 重々難有仕合奉存候
然者日野浦の内 二子網代壱ヶ所
鮪浦の内 戸切網代壱ヶ所 帆場
浦の内 中鼻網代壱ヶ所 右三ヶ所
網代の儀者 其浦々切ニ而漁事仕
相残四ヶ浦の網代 相互ニ以来
押合ニ漁事仕度奉存候 最網持
惣百姓共 打寄相談仕候上 奉
願候 双方勝手ニ罷成候間

御慈悲之上右願の通被仰
付被下候ハバ重々難有仕合可
奉存候 押合漁事仕度奉願候
尤網持惣百姓共 打寄相談
仕候うへ 双方勝手ニ罷成申候ニ付
奉願候処 御慈悲右願の通被
為仰付 重々難有仕合奉存候
然上四ヶ浦申合 以来出入無
御座候様 押合漁事可仕候
若不埒（もしふわら）の義御座候ハバ 如何様共
テシ 打寄係務所前連判
惟支拂申候所仰

御慈悲の上 右願の通被仰
付被下候ハバ 重々難有仕合可
奉存候 押合漁事仕度奉願候
尤網持惣百姓共 打寄相談
仕候うへ 双方勝手ニ罷成申候ニ付
奉願候処 御慈悲右願の通被
為仰付 重々難有仕合奉存候
然上四ヶ浦申合 以来出入無
御座候様 押合漁事可仕候
若不埒（もしふわら）の義御座候ハバ 如何様共
テシ 打寄係務所前連判
惟支拂申候所仰

御慈悲の上 右願の通被仰
付被下候ハバ 重々難有仕合可
奉存候 押合漁事仕度奉願候
尤網持惣百姓共 打寄相談
仕候うへ 双方勝手ニ罷成申候ニ付
奉願候処 御慈悲右願の通被
為仰付 重々難有仕合奉存候
然上四ヶ浦申合 以来出入無
御座候様 押合漁事可仕候
若不埒（もしふわら）の義御座候ハバ 如何様共
テシ 打寄係務所前連判
惟支拂申候所仰

右四ヶ浦

延享四卯年

庄屋

十一月廿一日

地目付

網持

惣百姓中

右網代御願申上 則願の通

被仰付 難有仕合奉存候

然者 網代右浦押合ニ可仕義ニ付

御浦奉行所よりの御迴状 順來仕

難去御迴文ニ而御座候ニ付写之

右網代御願申上
被仰付 難有仕合奉存候
然者 網代右浦押合ニ可仕義ニ付
御浦奉行所よりの御迴状 順來仕
難去御迴文ニ而御座候ニ付写之

慶享四年
十一月廿一日

右網代御願申上

右浦

覽

覚

日野浦の内

二子網代壱ヶ所

帆場浦の内

中鼻網代壱ヶ所

鮪浦の内

戸切網代壱ヶ所

右三網代の義ハ 右浦切ニ而致漁事

相残網代の義盤

桑野浦・日野浦

帆場浦・鮪浦此四ヶ浦ニ而相互以来

押合漁事致度段 愿書差出し

願の通被仰付候間 右の趣網持共

申聞^(セ) 間違無之様可致候 此廻状

披見の上令請印^(セラフケイン) 早々順達留より

可相返候 以上

右同歲十一月廿三日

は浦

右同歲十一月廿三日

(1)順達留一回覧されて來た文書を最後に受け取った村又

一、四ヶ浦押合網代委細左ニ記

日野浦内

平内

平間

水野鼻

水野浦戸

壱ヶ所

外ノ長祖共二
甚三ヶ嶽

外ノ長祖
甚三ヶ嶽

壱ヶ所

野々浦

野々浦

壱ヶ所

青浦

青浦

壱ヶ所

中ノ網代

中ノ網代

壱ヶ所

野崎

野崎

壱ヶ所

納浦内

鮪浦ノ内

久保浦鼻

壱ヶ所

宇戸ノ口

壱ヶ所

大松

壱ヶ所

落水

壱ヶ所

水

壱ヶ所

小網代

壱ヶ所

名様
宇戸口
大松
落水
壱ヶ所

右之通押合網代永々

網仕候様

被仰付候處

右

右之通押合網代永々

網仕候様
被仰付候處

右之通押合網代永々

この古文書は鶴見町地松浦の渡辺実千代さんから頂きました。